



松江 R3. 7. 30 出雲 R3. 7. 29
 浜田 R3. 7. 26 益田 R3. 7. 27

【島根県の現状】
 令和2年度に島根労働局・各労働基準監督署で実施した124事業場に対する安全衛生指導において、事業場における「治療と仕事の両立支援」の状況を調査しました。
 その結果、両立支援の認知度は45.2%、治療をしながら就業を継続した労働者や休職後復職した労働者がいる（いたことがある）事業場は57.3%で、その全てにおいて対象者に対して何らかの配慮が行われていました。また、両立支援に関する研修会への参加率は11.3%、島根産業保健総合支援センターが設置する出張相談窓口の認知度は18.5%と、両立支援の周知は十分とは言えない状況が認められました。

島根労働局では、令和3年7月に島根県内4会場において、島根産業保健総合支援センターと共催で、「治療と仕事の両立支援研修会」を開催し、事業場、産業医、病院、行政、労働組合、患者会など、両立支援に係る多くの職種の担当者総勢115名に出席いただきました。

研修会では、島根労働局、島根産業保健総合支援センターから、島根県内の治療と仕事の両立支援の状況や両立支援の必要性、産保センターの支援と支援事例について、企業からは、まるなか建設株式会社（松江）、株式会社出雲村田製作所（出雲）、マルハマ食品株式会社（浜田）、大畑建設株式会社（益田）のご担当者様から取組事例の紹介、産業医の立場から、中国労災病院治療就労両立支援センター所長豊田章宏医師、島根大学人間科学部教授磯村実医師から両立支援にかかる産業医の役割について講演をいただきました。



- 【企業の取組】**
- ・ 両立支援に関する社内規程の作成
 - ・ 休暇制度、時短・時差出勤・フレックスタイムなど勤務時間の整備
 - ・ 両立支援コーディネーター研修の受講
 - ・ 支援対象者に対する仕事、トイレ環境の整備
 - ・ 社内教育の実施
 - ・ 社内両立支援制度の労働者への周知

重い病気を告知されても、すぐに「辞める」という判断をしないこと。辞めてしまうと、両立支援は始まりません。
 事業場では、働きたいと思う労働者の方々が、その意思表示をしやすい環境整備を行っていく必要があります。

